令和3年第3回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和3年3月24日(水) 開 会:14時30分 閉 会:15時45分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 4階 防災対策室

3 出席者の氏名

教 育 長 中馬好行 委 員 松田福 美 委 松田敬子 員 委 員 片山研治 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

育 部 長 久 行 竜 二 教 教育政策課長 山本次雄 生 涯 学 習 課 長 川上浩史 人 権 教 育 課 坪 金 裕 子 学校教育課長 魚谷祐司 学校給食課長 橋 野 博 中央図書館長 石 村 和 広 新南陽総合出張所次長 末 岡 和 広 熊毛総合出張所次長 品田 浩 鹿野総合出張所次長 金本久志 次世代政策課長 十 楽 さゆり

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司 教育政策課主査 吉 村 誠

6 議事日程等

日程順位		件 名				
1	会議録署名委員の指名について					
2	報告第 1号	令和3年度周南市の教育事業概要について				
3	議案第 9 号	周南市保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画の策定について				
4	議案第 10 号	周南市教育委員会申請書等の押印の省略に関する規則の一部を改正する				
		規則制定について				
5	議案第11号	周南市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続規則の一部を				
		改正する規則制定について				
6	議案第 12 号	周南市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則制定について				
7	議案第 13 号	周南市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の				
		利用等に関する条例施行規則制定について				
8	報告第 2 号	令和2年度周南市一般会計補正予算要求について				

報告第3号 令和3年度周南市一般会計補正予算要求について

7 委員会協議会

9

(1) 共催及び後援大会等一覧表

(報告者:各 課)

会議録署名委員の指名について

教育長

1

ただ今から、令和3年第3回教育委員会定例会を開催します。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、松田福美委員さんと片山委員さんにお願いします。

2 報告第1号 令和3年度周南市の教育事業概要について

教育長

続いて日程第2、報告第1号「令和3年度周南市の教育事業概要について」を議題とします。 この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

報告第1号「令和3年度周南市の教育事業概要について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1号の規定により、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に係る事務」は定例会の会議に報告しなければならないとされておりますことから、このたび報告するものでございます。

教育委員会では、「第2期教育大綱」の取組の方向性を踏まえた教育行政を推進していくために、今日まで連綿と受け継がれてきた周南市のまちづくりの礎を担う、教育における「不易(ふえき)」すなわち「本質的な価値」と、「流行(りゅうこう)」すなわち「変化への対応」を見極めながら、効果的で効率的な教育行政の推進を基本に、市民への説明責任を果たしながら、生涯にわたる教育の充実と教育環境の整備に努めるために、毎年度「周南市の教育事業概要」を編さんしております。

この教育事業概要は、当該年度における教育委員会各所管の重点事業やその具体的内容をお知らせし共有することで、PDCAサイクルに沿った取組を推進し、さらには事業改善につなげて行くものでございます。

それでは、別冊の「令和3年度周南市の教育事業概要」をご覧ください。

1ページの「はじめに」では本事業概要の趣旨を、2ページでは「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の基本理念を、さらに3ページでは教育大綱における「5つの基本方針」と、それらを具現化するための「17の推進方向」をお示ししております。

4ページから36ページには、推進方向ごとの令和3年度の施策実現に向けた重点事業内容等を整理し、掲載しており、後ほど各担当課から概略説明をさせていただきます。

37ページから 40ページには教育費予算の状況を、41ページには、令和 3 年 4 月 1 日現在の周南市教育委員会事務局機構図を掲載しております。

以上で全体説明を終わります。

教育長

それでは、令和3年度の教育委員会所管の重点事業について、各課から説明をお願いいたします。

最初に、教育政策課からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、教育政策課が所管する重点事業についてご説明いたします。

4ページから7ページをお願いいたします。

教育大綱の基本方針の「信頼と期待に応える教育環境の充実・整備」に基づく対象施策であります「望ましい教育環境の整備・充実」の具現化に向けて、「小学校改修事業」をはじめとした6つの重点事業をお示ししております。

小学校及び中学校改修事業では、児童・生徒が安心して快適に学べる教育環境を確保するため、徳山小学校、富田中学校の防水改修や、菊川・富田西小学校、秋月中学校の外壁・防水改修工事、さらに、これまでも計画的に進めているトイレ改修を継続実施するとともに、劣化が著しい学校遊具につきましても計画的に改修してまいります。

そのための予算といたしまして、総額8億6千300万円余りを計上しているところでございます。

6ページをお願いいたします。

奨学金貸付等基金事業については、高等学校等在学者に対する一般奨学金の給付額を選択制 とし、さらには定住促進奨学金に2万円の区分を新設するなど、制度の拡充を図ってまいりま す。

7ページのこども議会開催事業については、令和2年度は開催を中止いたしましたが、令和3年度は小学校全27校中、残りの5校の参加により開催してまいります。

その他の事業につきましても、対象施策の具現化に向け、積極的に取り組んでまいります。 以上で教育政策課の説明を終わります。

教育長

次に、生涯学習課からお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課が所管する重点事業についてご説明します。

8ページをご覧ください。

生涯学習課では、令和3年度「I 基本方針」として3点を掲げております。

その基本方針に基づく「II 教育大綱に基づく対象施策と重点事業」といたしまして、まず、大綱の基本方針③「コミュニティ・スクールの充実」、推進方向 6 「地域学校協働活動の充実」として、8ページから12ページまでの「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」並びに12ページの「児童クラブ事業」の2事業を重点事業としております。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業では、子ども達の育ちや学びを地域ぐるみで支援するため、コミュニティ・スクールを核とした「やまぐち型地域連携教育」を推進し、地域学校協働活動による「学校を核とした地域づくり」に取り組みます。

また「児童クラブ事業」では、令和3年度から生涯学習課が所管することにより、安定した 児童クラブの運営に加えて、放課後子供教室との一体的な実施を進め、さらなる連携に取り組 んでまいります。

次に、同じく12ページの下段です。

重点事業を青少年育成センター運営事業とし、街頭補導などを通じて、健全な青少年の育成に努めることとしております。

令和3年度も、引き続き、インターネットの適切な利用方法を学ぶ「情報リテラシー教育」

などに取り組みます。

次に、14ページをご覧ください。

大綱の基本方針⑤「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現」、推進方向11「生涯学習活動の推進」でございます。

重点事業として、生涯学習推進事業並びに15ページに学び・交流プラザ管理運営事業を掲 げております。

市民センターや学び・交流プラザにおいて、市民に対する学習機会の提供とその充実を図る とともに、学習成果を生かす機会の提供に取り組んでまいります。

次に、同じく15ページの下段、推進方向14「文化財の保護と活用」でございます。

重点事業を鶴保護対策事業とし、ツルの生息環境の整備や保護ツルの移送・放鳥など、渡来 ツルの増羽に向け、取り組んでまいります。

最後に、17ページ、推進方向17「まちづくりを担うひとづくり」です。

これまでご説明した『地域学校協働活動の充実』、『青少年の健全育成』といった、子ども達の育ちや学びを地域ぐるみで支援する活動の推進には、多様な経験をもつ人材が欠かせないことから、生涯学習活動の推進の視点からも、市民に対する学習機会の提供と充実を図るとともに、学習成果を生かす機会を提供するなかで、地域人材の発掘や育成、ネットワーク化が必要と捉え、再掲するものでございます。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

教育長

次に、人権教育課からお願いいたします。

人権教育課長

人権教育課所管分の重点施策についてご説明いたします。 18ページをお願いたします。 まずは、地域人権教育推進事業でございます。

地域の人権教育を推進するため、人権教育推進協議会を中心とした推進体制のもと、地域に おける学習機会の提供や自主的な学習活動の支援を行うもので、市内を10ブロックに地区割 りし、それぞれのブロックのニーズに沿った自主的な取組を支援します。令和2年度のブロッ ク主催の人権講演会は12回、参加者は1,527名でした。

次に学校人権教育研修事業でございます。

幼児・児童・生徒・保護者・教職員の人権意識の向上を図るため、幼稚園、小・中学校での 人権講演会を支援します。

また、小・中学校の人権担当を対象とする人権教育担当者研修会、教職員、幼稚園教諭全員を対象とする学校・園人権教育研修会を実施します。令和2年度の全員研修会は、コロナ禍のため、講師に作成していただいたオリジナルDVDを各校に配布し、ビデオ視聴による全員研修といたしました。

次に人権教育指導者研修事業では、地域社会における自主的な人権教育の推進を担う指導者の養成、資質の向上を図ることを目的とした、人権ステップアップセミナーを開催いたします。

例年、県外のハンセン病療養所を視察しておりましたが、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、山口地方検察庁周南支部及び山口地方裁判所周南支部を視察しました。令和3年度も、同様に近隣施設の視察を予定しております。

次に人権教育講座運営事業です。

市民の人権意識の向上を図るため、人権の基礎講座として、市民センター等17カ所で、ハー

トフル人権セミナーを開催します。

令和3年度は、菊川小学校において、徳山大学の留学生を講師にお迎えし、外国人との交流、 国民性について、5年生を対象に実施する予定です。

最後に企業職場人権教育推進事業でございます。

企業職場人権教育連絡協議会を中心とした、企業職場における人権教育の推進を支援します。 令和2年度は、研修会を3回開催し、参加者は86人でした。

また、各企業・職場の要望に応じ、本課から人権出前講座として出向いております。令和2年度は、10回、参加者は542人でした。

以上が人権教育課所管の重点事業です。

教育長

次に、学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長

続きまして、学校教育課から、重点施策について説明いたします。

22ページをお願いいたします。

学校教育課の基本方針として、教育大綱の基本理念である「子どもの夢に寄り添い『生き抜く力』を育む周南の教育」の実現に向けて、児童生徒一人ひとりの特性や能力を伸ばし、「生き抜く力」を育む教育を着実に進めるために、学校への指導や支援並びに教育環境の整備・充実等に努めることを掲げております。教育大綱に基づく基本方針である、道徳教育や幼児教育の充実を柱とした「豊かな心」の育成、「確かな学力」「健やかな体」の育成、23ページにまいりまして、コミュニティ・スクールの充実、信頼と期待に応える教育環境の充実・整備の4点を基本に、学校教育課では推進方向に沿って施策を進めることとしております。

次に24ページをご覧ください。

まず、英語教育推進事業でございます。

ご説明の前に、1点修正がございますのでお知らせします。2行目の「小学校新学習指導要領」と記載しておりますが、正しくは「小学校学習指導要領」でございます。「新」の字を削除いただきますようお願いいたします。

英語教育推進事業におきましては、令和2年度からの小学校学習指導要領の全面実施に伴う 外国語教育に係る授業時数の増加や、令和3年度からの中学校学習指導要領の全面実施に伴う 外国語授業における英語による授業運営への転換に対し、必要とする外国語指導助手(ALT) を引き続き15名配置します。英語科及び外国語活動の充実を図り、国際理解教育の推進やグローバルな視点をもった人材の育成に取り組みます

次に、コミュニティ・スクール事業でございます。

保護者及び地域住民等の学校運営への参画・支援・協力の促進を図るとともに、地域のニーズを迅速かつ適切に反映させ、地域の特性をいかした特色ある学校づくりを進め、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして「地域とともにある学校づくり」を一層推進してまいります。

続いて、25ページをご覧ください。

次に、学校業務支援員配置事業でございます。

子ども達に接する時間を十分確保し、本来の担うべき業務に教員が専念できるよう、コロナ 禍における校内の消毒作業や授業準備等の補助業務を行う支援員を小中学校33校に48名配 置し、豊かな学びを支える教育環境をさらに充実させるよう取り組んでまいります。 26ページをお願いします。

次に、GIGAスクール構想推進事業でございます。

国が提唱する「GIGAスクール構想」の実現による1人1台端末や学校通信ネットワークの整備等の環境整備が完了したことから、今後はこれらの学校ICT環境を学習活動において効果的に活用できるよう、デジタル教科書、学習総合支援システム導入等ソフト面の充実や、ICT支援員の配置等による支援体制の充実を図ってまいります。

27ページをお願いします。

次に、部活動指導員配置事業でございます。

一人ひとりの生徒の能力に応じた適切な練習法の導入等、部活動の質的向上を図るため、専門的知識・技能を有する外部人材6名を中学校に配置し、生徒の技術向上等、部活動指導の充実を図るとともに、教職員の部活動指導に係る負担軽減等、持続可能な部活動運営体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

次に、やまぐち部活動改革推進事業でございます。

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向け、地域人材や運営団体の確保、費用負担の在り方等の課題や成果を整理・検証するため、秋月中学校を拠点校とし、実践研究を 実施してまいります。

先ほどの部活動指導員は学校職員の一員として指導にあたりますが、本事業においては、休日の地域部活動の指導者として学校部活動とは切り離した形での取組となります。

部活動指導員配置事業と同じく、休日の部活動指導に対する教員の負担軽減等、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ってまいります。

28ページをご覧ください。

教育支援センター事業におきましては、学校や関係機関と情報共有を図りながら、不登校及びその傾向にある児童生徒を、適切に指導・支援することを通して、児童生徒の社会的自立や学校復帰をめざして取り組んでまいります。

29ページをご覧ください。

充実した学校生活サポート事業におきましては、児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、柔軟で創意ある教育活動を展開する中で、様々な体験を通して豊かな感性や創造力、感動する心を育て、豊かな人間性や生き抜く力を育みます。また、本市の地域資源を積極的に活用した学習を通して、地域のよさを知り、郷土に誇りと愛着をもち、周南の未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

30ページの教職員研修推進事業につきましては、小中学校教職員により構成される任意団体等の研修活動や協議活動への補助等を行い、教職員の資質向上に努め教育の充実を図ります。また、キャリアステージに応じた教職員の研修やICT教育、情報管理の充実に関する研究にも取り組んでまいります。

次に、31ページをご覧ください。

学校図書館活用推進事業では、児童・生徒の豊かな心や表現力、想像力などを育成するため、 経験豊富な学校図書館司書12名、学校図書館指導員14名を各校に配置し、学校図書館を有 効活用した読書活動の充実を図るとともに、学校図書館の機能の充実に取り組んでまいります。 32ページをご覧ください。

生活指導推進事業におきましては、特別支援教育の視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、生活指導員や介助員を配置し、きめ

細かな指導支援に努めてまいります。

以上で、学校教育課の説明をおわります。

教育長

次に、学校給食課からお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課所管の重点事業についてご説明いたします。

33ページをお願いします。

基本方針は「徹底した衛生管理のもと、健康の増進や体位の向上など、児童・生徒の心身の健康な発達に資する、安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。また、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進を図ります。」とし、教育大綱の推進方向に沿ったものです。

令和3年度における学校給食課の重点事業は3事業です。

まず一点目の事業は学校給食管理運営事業です。

市内6か所の学校給食センターを円滑に運営し、児童生徒へ安心安全でおいしい給食を安定 供給します。

令和3年度のポイントとしましては、新南陽学校給食センターにおいて、PFI事業者が行うセンターの運営・維持管理業務について、契約内容が適切に履行されているかを確認するため、コンサルタント業者の支援を受けながら、引き続きモニタリングを実施します。

次に、34ページ、学校給食センター解体事業です。

新南陽学校給食センターの新設に伴い、旧徳山西及び旧新南陽学校給食センターの解体を計画的に進め、その後の土地売却・転用等により、跡地の有効活用を図ります。

令和3年度のポイントとしましては、旧徳山西学校給食センターの解体工事を行います。

主な予算としては、廃棄物処理委託料1,521千円、工損調査委託料3,012千円、旧 徳山西学校給食センター解体工事1億769万円を計上しています。

今後のスケジュールとしましては、令和4年度に旧新南陽学校給食センターの解体設計と周辺住民説明会等、令和5年度に旧新南陽学校給食センターの廃棄物処理、解体工事に伴う工損調査、解体工事を進める予定としています。

3点目の事業は、学校給食費徴収事務費です。

公金としての安全性を担保し、保護者の利便性の向上を図るとともに、教職員の事務負担の 軽減につなげるため、給食提供数や収納・滞納情報などの管理機能を備えたシステムを導入し、 学校給食費の徴収事務を行います。

令和3年度のポイントは、学校ごとに異なる集金方法や納付時期を統一し、市による一括の 口座振替を実施するためのシステムを令和3年4月から運用開始します。

主な予算としましては、口座振替依頼書などの印刷製本費517千円、口座振替等にかかる 手数料1,359千円、学校給食費管理システム保守委託料として1,056千円などを計上 しています。

今後は、小中学校や庁内関係部署と連携を取り、保護者の皆様からのご協力をいただきなが ら、安定的な運用に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

教育長

最後に、中央図書館からお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館所管に係るものについて、ご説明いたします。

資料の35ページ、36ページをお願いします。

周南市立図書館は、それぞれの地域の「知の拠点」として、地域の読書活動・生涯学習活動の支援を行う中央、新南陽、福川、熊毛、鹿野の各図書館と、「知の広場」として、「人が集い楽しむこのまちの賑わいと交流の場」の創出を図る徳山駅前図書館の、6館を運営しております。この6館相互でしっかりとした連携を図りつつ、利用者の満足度の高いサービスを提供することで、読書環境の整備、市民の文化水準の向上を図ることとしております。

それでは重点事業についてご説明いたします。

まず、新型コロナウイルス対策費・電子図書館サービスでございます。これは令和3年度の新規事業として、図書館に来館することなく、WEB上で、在宅のまま、資料を閲覧・貸出できる電子図書館サービスの提供を新たに開始するものであります。

このサービスは、WEB上で、在宅のままご利用いただけることから、距離的・時間的な理由で図書館にご来館いただけない方に対して、また、図書館への来館が困難な状況下にあっても、サービスをご利用いただけるとともに、文字の拡大、反転、読み上げなど電子資料ならではの高いアクセシビリティを提供できることから、従来からの資料を利用することが困難な方、障害のある方などもご利用いただけるなど、幅広い利用者層へ対して、より充実したサービスを提供できるものと考えております。

次に、図書館資料購入費でございますが、生涯学習時代の多くの利用者の期待に応えられるよう、新鮮で広範囲にわたる図書館資料の収集、充実に努めてまいります。

最後に、「図書館管理運営費」につきましては、図書館サービスの向上と読書活動の推進を図るために、市内6館の連携を深めつつ、円滑な図書館運営と利用しやすい図書館づくりに努めます。また、「うちどくコンテスト」などを通して、子ども達が読書に親しみ、読書習慣を身につける環境整備に努める、「第三次周南市子供読書活動推進計画」を推進してまいります。

以上の事業を中心に、「読書が育むひとづくり・まちづくり」を推進してまいります。 以上で、中央図書館の説明を終わります。

教育長

教育の目標、施策の基本的な方針を教育大綱という形で定めて、その目標に向かって教育行政を進めております。5年間の計画であり、年度ごとに何をするのかというものが大綱からは見えにくいことから、事業概要としてお示しすることで啓発するとともに、私達自身が俯瞰しておきたいという思いからも作成しております。

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

松田福美委員

昨年度のものと比較しての質問です。図書館で昨年度は図書館システム管理運営費という分野で事業が進められていまして、今年の新型コロナウイス対策の電子図書館サービスは大変良いものだと思いますが、前の事業については完了したということでしょうか。

中央図書館長

図書館システムの事業につきましては、引き続き継続という形をとっておりますので、重点 施策からは外しております。

松田福美委員

もう一つ去年との比較になります。昨年度は人権教育課の事業として周陽地域で人権教育総

合推進会議を作り、3月末まで計画を進めてきたと思います。それが今年度は終わりになると 思いますが、その成果として地域人権教育推進事業との連携をとることができればよいと思う のですが、何か案はあるのでしょうか。

人権教育課長

地域人権教育推進事業については、コロナ禍で計画的に実行することは難しいと判断し、昨年4月に中止しております。今年も事業としてはあがっておりません。しかしながら、周陽中学校での地域、保護者、学校、生徒の一緒に人権教育を考えていくハートフルセミナーの一環として実施いたしました。

松田福美委員

わかりました。人権教育は良い講座をやっているという意見もあり、なんとか地域でという 話があったときに先ほどの事業の成果や課題がわかっていれば、次に生かせるのではないかと 思い質問しました。

教育長

その他はいかがでしょうか。

松田福美委員

7ページ、教育政策課の小中の連携、交流学習に連携校が挙げられております。これは何か この学校同士でという狙いがあるのでしょうか。昨年度よりも増えているのではないかと思い ました。

教育政策課長

児童生徒の望ましい環境を実現するために再編整備を進めておりますが、和田中学校の廃校 に伴い、和田小学校と富田西小学校の交流を新たに進めるということで増えております。

松田福美委員

子ども達にとっての交流学習なので、小規模校同士や近くの学校との交流の意義を意識されているのか確認したくてお聞きしました。

教育政策課長

掲載している学校は最終的には再編する方向で考えておりますが、地域の思いもありますので、学校の再編については別の整理で考えていきたいと考えております。

松田福美委員

地域の思いもわかります。子ども達とってどのような学びができるのかを伝えていくと子ど も達も目的をもって交流ができるのではないかと思います。

教育長

その他はいかがでしょうか。

岡寺委員

この事業概要はよくまとめられていて、わかりやすくできていると思います。保護者として 知っておくべきことだと思いましたので、今後、広く周知していくと良いのではないかと思い ます。

教育長

この事業概要は、元々学校に対して説明するものでしたが、ご指摘いただいたように、今後、 PTA連合会や地域などの色々なところで、どのような事業が進められていくのかを情報発信 していきたいと思います。

その他はいかがでしょうか。

松田敬子委員

11ページの家庭教育支援チームの活動支援についてです。教育支援チームというのは一般の方には伝わりにくい部分もあります。昨年度は目標の5チームに対して6チーム立ち上げることができたのは地道な活動の成果だろうと思いました。

コロナ禍で活動は難しいと思いますが、市民が相談に乗っているということをぜひ広めてい ただきたいと思います。

生涯学習課長

家庭教育支援チームはこれまで中部、東部、西部のような大きな枠組みでしたが、昨年度に 周陽中学校区、福川中学校区という中学校区での枠組みで立ち上げが進んでいるところです。 これからも就学時健診などで保護者とのグループワークなどで保護者にもアピールして、でき れば保護者の中からもチームのメンバーに入っていただくことも視野に入れながら周知してい きたいと思います。

教育長

その他はいかがでしょうか。

片山委員

財政状況の厳しい中、基本方針の実現に向けて良い取組ができていると思います。

ICT支援員がICT教育アドバイザーに代わるという説明がありましたが、これは何か狙いがあるのでしょうか。

学校教育課長

ICT教育アドバイザーは、ICT機器の活用に知識を持っているだけでなく、学校教育に対して深い経験のある者を登用することとしており、学校でのICT教育を指導・助言する役割を持つことから支援員ではなく、アドバイザーとしました。

片山委員

ICTは様々な面で格差が生じるのではないかと思っており、まさに教育アドバイザーはその面での役割もあるということでしょうか。

学校教育課長

学校間、学級間での格差を解消するために取り組んでまいりたいと考えております。

教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。 (※異議なし の声)

教育長

それでは、報告第1号を終わります。

|議案第9号 周南市保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画の策定について

教育長

3

続いて日程第3、議案第9号「周南市保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画の策定 について」を議題とします。

この件につきまして、次世代政策課から説明をお願いいたします。

次世代政策課長

議案書の2ページ、議案第9号「周南市保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画の策 定について」ご説明します。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号による ものでございます。

それでは、お配りしております、別紙「周南市保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画(案)」をご覧ください。計画は、保育所・幼稚園・認定こども園に係るものですが、本日は、主に幼稚園について説明してまいります。

では、1ページからお願いします。第1章 本計画の目的と位置付けです。

本計画は、平成22年策定の「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方」の基本的な考え 方を踏まえるとともに、平成25年策定の「周南市公立保育所の再編整備について」及び「周 南市公立幼稚園の再編整備について」の再編整備一次計画を引き継ぐものとして策定していま す。

続けて、2ページに、第2章「施設の設置目的及び経緯」として、それぞれの設置目的、これまでの再編の取組について記載しました。

4ページからの第3章「対象施設の一覧」では、本計画の対象となる施設を掲載しています。 幼稚園は7施設でございます。

また、参考として7ページ以降に、市内の私立施設の一覧を掲載しております。

9ページをお願いします、第4章「施設の状況と課題」です。

施設の種類ごとに、構造や耐震性、立地等の情報を記載しています。

(2)の幼稚園ですが、7施設のうち5施設が築40年を経過していますが、すべて耐震性を有しています。立地については、菊川幼稚園が洪水ハザードマップの河岸浸食区域に立地しています。

- 11ページからの、「提供しているサービスの状況と課題」では、各施設の保育・幼児教育の提供状況と入所児童数の状況を記載しています。
- 13ページからの幼稚園は、全体の定員充足率が27%であり、八代幼稚園と、今年度で廃止する福川南幼稚園が特に低い状況です。

続いて、16ページからは、「提供しているサービス全体の課題」です。16ページに私立の施設も含めた市全体の保育所、幼稚園、認定こども園の児童数の推移、17ページに提供区域ごとの児童数の推移を記載しています。

18ページをお願いします。

サービス全体の課題としては、就園児童数は全体としては減少傾向ですが、提供区域によって大きな差があります。中山間地域では大きく減少していますが、都市地域においては、横ばいまたは微増しており、提供区域ごとに保育ニーズに対応した受入体制を確保することが必要となっています。

また、「3その他」として、公立施設と私立施設における市の財政負担の比較を掲げ、公立 施設の再編・整備にあたっては、民間活力の導入についての積極的な検討が必要であることを お示ししました。

19ページからは、第5章「施設を取り巻く状況」として、「就学前年齢人口の推計」や「幼児教育・保育のニーズ」の動向とそれに対する対応などを記載しています。

20ページでは、(2)幼児教育・保育のニーズとして、「幼児教育の無償化の影響」、「女性就業率の増加」について記載しています。

特に、女性就業率は今後も上昇し、それに伴って、1・2歳児の保育ニーズが上昇していく ことが予測されています。

そのため、21ページの(3)今後の保育ニーズへの対応として、 $1 \cdot 2$ 歳児の保育ニーズの上昇を見据えた定員の確保と、長期的な児童数の減少に対応する視点を持った対応が必要となり、需要量の見込みと確保方策を定めた「第2期子ども・子育て支援事業計画」と一体的に取り組むことを記載しています。

22ページの第6章からが、「個別施設の一次評価」になります。

施設分類別計画では、各施設の今後の方向性について機械的な評価を行い、また、その評価 結果に取り組む優先順位を評価することとされています。

一次評価については、22ページから24ページに示した手順で評価しました。この評価は、 全庁的な評価指標による評価のため、ほとんどの施設が、継続利用(現状維持)という結果に なっています。

続いて、25ページからになりますが、優先的に検討すべき施設の抽出のため、ポートフォリオ分析を行いました。保育所・幼稚園ともに、建物の方向性については「建築年と充足率」及び「耐震性と充足率」の指標、サービスの方向性として「床面積当たりのコストと充足率」の指標を用いて分析を行い、その結果を33ページに記載しています。

それでは、34ページからの第7章「今後の施設の方向性」についてです。

1 「基本的な考え方」ですが、「就学前児童通園施設の今後の在り方」で示した4つの「基本的な考え方」を踏まえ、本市に育つ子どもの利益を第一義とし、保護者の利便性を考慮しながら、子ども達の健やかな成長と子育て環境の充実を図ることとしています。

4つの「基本的な考え方」の詳細については、(1)から(4)に記載のとおりです。

35ページの2「個別施設の具体的な方針」では、提供区域ごとに個別施設の方向性をお示ししています。

都市地域については、幼稚園は集団規模の確保の観点から統廃合を検討すること、都市周辺地域については、当面は現状維持とし、将来的な児童数の推移によって民営化や施設の集約を検討することとし、中山間地域については、適切な集団規模を確保するために、認定こども園化による統合や休止、廃止による再編を進めることとしました。

具体的には、須々万保育園・幼稚園の認定こども園化の検討や、大津島幼稚園は現在の建物 を活用した再開は困難であることなどを記載しています。

37ページには、それらの方針をまとめた表を掲載し、38ページに計画期間を記載しています。

なお、施設利用者の意見を伺うため、令和3年1月4日から1月22日まで、公立園において計画案を縦覧するとともに、子ども育成支援対策審議会、私立幼稚園・保育園に意見を伺いました。主な内容としては、施設の老朽化等への早急な対応を求めるものや、園児数が少ない施設であっても維持を求めるもの等がございました。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

松田福美委員

34ページに今後の施設の方向性という重要なことが記載されており、その後、個別施設の方針に続いています。幼児ことばの教室が市内に何カ所かあると思うのですが、そのあたりの

方向性はどのようになっているのでしょうか。

次世代政策課長

幼児ことばの教室につきましては、施設の有り様とは別のところで考えていきたいと思いま す。民営化とは別に考えたいと思います。

教育長

他に何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第9号を決定いたします。

4

議案第 10 号 周南市教育委員会申請書等の押印の省略に関する規則の一部を改正する規則 制定について

教育長

続いて日程第4、議案第10号「周南市教育委員会申請書等の押印の省略に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、議案第10号「周南市教育委員会申請書等の押印の省略に関する規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

議案書3ページから6ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規 定によるものでございます。

このたび改正する周南市教育委員会申請書等の押印の省略に関する規則は、国が示した押印 見直しのガイドラインに基づきまして周南市申請書等の押印の省略に関する規則とともに平成 26年11月に制定されたもので、これまで、本規則に則り、本人を確認する必要がない申請 書や公的証明書等により申請者の確認が行え、かつ申請者の署名がある申請書等については、 押印を省略する取扱いをしていたところです。

そのような中、国においては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を進める中で、テレワーク等の普及やデジタル時代に向けた「書面主義、押印原則、対面主義に関する規制や制度・慣行の見直し」の取組が本格的に開始されました。

このことから、本市においても市民の利便性や事務効率の向上を図るため、手続きに係る押印・署名の義務付けの見直しや、オンライン申請が可能となる環境整備を促進するための取組 方針がまとめられたところです。

この見直しにより、押印と署名が必要な場合を整理し、押印については手続全般において押印の義務付けを廃止して原則記名によるものとし、押印を求めることに合理的な理由があり、他の手段により代替することが困難な場合のみ押印を存続することとし、署名については、記名押印の代替として求めていた署名を廃止し、署名に実質的な意味があると考えられる場合のみ署名を存続することとしたところです。

議案書4ページをお願いいたします。

このたびの改正の主なものは、第2条第1項の押印が省略できる場合の書類の例示を削除し、 同条に、本人確認の取扱いについて別に定めることを規定するとともに、第3条の「適用除外 の範囲」を本市の取組方針に沿って改正しております。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第10号を決定します。

5

議案第 11 号 周南市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続規則の一部を改正 する規則制定について

教育長

続いて日程第5、議案第11号「周南市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続 規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきましても、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課

それでは、議案第11号「周南市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続規則の 一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

議案書7ページから9ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規 定によるものでございます。

このたびの改正は、議案第10号でご説明いたしました「押印見直し」によるもので、規則や要綱等で様式を定め、丸印の押印マークを入れているものにつきましては、周南市教育委員会申請書等の押印の省略に関する規則により一斉に対応できますが、規則や要綱等の本文に押印署名について書かれている場合は、個別に改正が必要でありますことから改正するもので、主なものは、第12条、第16条中の「記名押印」の記載部分をそれぞれ削除するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第11号を決定します。

教育長

続いて日程第6、議案第12号「周南市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案書の10ページから12ページをお願いします。

議案第12号「周南市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則制定について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号に基づくものでございます。

平成31年1月、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・ 運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が 取りまとめられ、学校における働き方改革を進めるにあたり、「学校及び教師が担う業務の明 確化・適正化」を確実に実施するため、文部科学省が取り組むべき方策として、「学校・教師 が担うべき業務の範囲について、学校管理規則のモデル(学校や教師・事務職員等の標準職務 の明確化)を周知」することとされました。

このことから、令和2年7月、文部科学省から事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校 管理規則参考例等が送付され、令和3年1月、県教育庁義務教育課から市町立小中学校事務職 員の標準的職務内容(例)について、文部科学省作成の参考例を踏まえ、本県の現状に合わせ た見直しを行った上、送付されました。

これらを受け、事務職員の標準的な職務を明確化し、事務職員の学校運営組織における適正な位置付けを図るため、周南市立小・中学校管理規則の一部を改正し、要領を定めていくものです。

また、今後、策定予定の「周南市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要領」の案を参考資料として添付しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

教育長

何か質問がございますか。

松田福美委員

管理規則の改正は重要なことだと考えています。特に事務職員の学校への参画という面でとても大事なことだと思います。

学校事務は多岐にわたる職務がありとても重要な役割ですが、経験年数により違いもあるので、そのあたりの支援も行っていただきたいと思います。要領案については、県から示されたものだとは思いますが、文科省の示しているものの中には「運営」という言葉が入っていましたし、そのような視点も必要ではないかと思います。

また、既に周南市の要綱では標準的な職務内容は教育長通知で示されていますので、そのあたりがどのように変わっていくのか説明が必要だと思いました。

学校教育課長

学校管理規則の改正したうえで、次に要領を定めていく必要があると考えております。要領

の策定にあたりましては、事務長や共同実施にも市として考えている内容を文科省や県の例を 添えて示し、意見を集約したものを案としてお示ししております。今後教育長決裁により策定 したいと考えております。

ご指摘のとおり経験年数により同様に実施できるものではないと考えておりますので、学校 長又は共同実施での補完・指導を含めた標準的な職務内容になると考えております。

教育長

学校事務は規模が違っても一人の職種ですので、大変な業務を担っておりますが、支援体制の充実にも取り組まなければならないと考えております。何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第12号を決定します。

7

議案第 13 号 周南市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する条例施行規則制定について

教育長

続いて日程第7、議案第13号「周南市教育委員会行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する条例施行規則制定について」を議題とします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課

議案書13ページをお願いします。

議案第13号「周南市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の制定について」につきまして御説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条 第11号によるものでございます。

これは、3月議会において承認いただきました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正において、マイナンバーを利用することで市民サービスを向上させることを目的に、就学援助事務を追加したものですが、その条例施行のため、必要な事項について規則制定するものです。

第2条の規定は、番号法に関する独自利用事務に係るもので、個人番号利用事務においては、 就学援助の認定に係る事務について取り扱うものし、同意を得た上で就学援助の申請をいただ くことで、所得証明書の添付が不要となり、市民の負担軽減を図ることができます。

第3条の規定は、庁内マイナンバー利用部署間での情報連携に係るもので、特定個人情報として、所得情報、住民票情報、生活保護情報について就学援助事務を取り扱う基幹系システムにおいて連携を図ることで、常時最新の情報により就学援助事務を行えるものです。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第13号を決定します。

報告第2号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について

教育長

続いて日程第8、報告第2号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題と します。

この件につきまして、各課から説明をお願いいたします。

最初に、教育政策課からお願いいたします。

教育政策課長

報告第2号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号の規 定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第 3条第2項の規定に基づき報告いたします。

議案書2ページ以降の補正予算事項別明細書の右端の欄に、所属課を表記しており、各事業費に係る補正予算の詳細につきましては、各課よりご説明いたします。

まず、教育政策課の所管事務に係る歳出予算の補正でございます。

この補正予算は、国の令和2年度補正予算の成立に伴い、このたび「学校施設環境改善交付金」に係る内定通知がありましたことから、新たに小学校5校の改修事業に要する経費を追加計上するとともに、2月の教育委員会定例会議案第6号でご説明いたしました、令和3年度当初予算に計上しております、中学校改修事業に係る経費の一部について、令和2年度予算に組み替えるものでございます。

それでは、5ページをお願いします。

「教育費」「小学校費」「小学校建設費」小学校改修事業費の施設改修工事4億4千306万9千円を増額するものでございます。

これは、富田西小学校教室棟外壁及び防水改修、菊川小学校管理棟他外壁及び防水改修、和田小学校管理特別教室棟屋根及び外壁改修、沼城小学校・勝間小学校の2校のトイレ改修に要する経費を追加計上するものでございます。

次に、「教育費」「中学校費」「中学校建設費」中学校改修事業費の施設改修工事5千33 6万1千円でございます。

これは、令和3年度の当初予算に計上しております秋月中学校屋体外壁及び防水改修に要する経費を、令和2年度予算に組み替えるものでございます。

また、これらの事業について、工期を確保するため、その全額を繰り越して使用できるように、戻っていただきまして、4ページのとおり繰越明許費の変更補正をするものでございます。 次に歳入予算でございます。 2ページをお願いします。

先ほどご説明いたしました歳出予算の計上に伴い、まず、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」小学校費補助金1億895万8千円、中学校費補助金1千778万7千円を それぞれ増額するものでございます。

次に、「市債」「市債」「教育債」小学校債3億3千380万円、中学校債3千550万円 をそれぞれ増額するものでございます。

これにより、3ページにお示しのとおり、地方債の補正といたしまして、借入れの限度額について、小学校施設整備事業は5千610万円から3億8千990万円に、中学校施設整備事業は1億5千820万円から1億9千370万円にそれぞれ増額変更いたしております。

以上で、説明を終わります。

教育長

次に、学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長

学校教育課に係る補正予算について、ご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

表の上段にあります「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の新型コロナウイルス対策費 (学習支援体制整備) 4千120万円の補正でございます。

本事業は、国の令和2年度補正予算第3号の成立を受けて、新型コロナウイルス感染症対策 を徹底しながら、学校教育活動を円滑に継続するために必要な取組に関する経費について補正 するものでございます。

具体的には、学校における感染症対策に必要となる消耗品や備品等の購入に係る経費、夏季 休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、その資質向上等を図る研修会等への 参加や研修会を開催するための経費、学校での教育活動や家庭学習に必要な教材等、児童生徒 の学びのために必要な経費を計上しております。

戻りまして、4ページをご覧ください。

本事業につきましては、感染症対策に必要な物品の確保や研修会等への参加機会を確保するため、その全額を、繰越明許費に追加する補正をしております。

議案書の2ページをご覧ください。

歳入につきましては、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育総務費補助金」に学校保健特別 対策事業補助金として2千60万円を計上しております。

以上で学校教育課の説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

岡寺委員

補正予算の説明がありましたが、スケジュールはどのように進めているのでしょうか。

教育政策課長

予算は単年予算として当初予算という形で組ませていただきます。このなかで工事の計画を 国に出しており、それが途中で内定を受けると当初予算で組んでいなかった部分については補 正予算として事業費を計上しております。今回のようなことはあまりない形だと思います。

教育長

他に何か質問がございますか。

松田福美委員

教育指導費の新型コロナウイルス対策費は多くの予算が計上されていると思うのですが、これは今までにできなかったことをするのでしょうか。

学校教育課長

国の3次補正をうけて総事業費4千万円の予算を組んでいるところですが、3月議会の議決を経て、わずか数カ月で4千万円を使うことはできないので、令和3年度に繰り越しという形をとらせていただきました。令和3年度においても保健衛生のための消毒薬などの購入は必要となりますし、消耗品の一年分であったり、サーキュレータや加湿器も2次補正を通して購入しました。令和3年度においても備品も学びの継続のために必要となる可能性がありますことから、備品費としても位置付けております。

また、令和2年度は教職員が研修を受けることができなかったので、令和3年度に自己研修として取り返したいという思いを叶えるための研修費としても組んでおります。300人以下の学校は80万円、300人から500人の学校であれば120万円、500人以上であれば160万円を配当し、校長の判断で速やかに執行できるような環境を整えたいというところでございます。

教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、報告第2号を承認いたします。

報告第3号 令和3年度周南市一般会計補正予算要求について

教育長

続いて日程第9、報告第3号「令和3年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題と します。

この件につきまして、各課から説明をお願いいたします。

最初に、教育政策課からお願いいたします。

教育政策課長

報告第3号「令和3年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号の規 定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第 3条第2項の規定に基づき報告いたします。

議案書7ページ以降の補正予算事項別明細書の右端の欄に、所属課を表記しておりますので、 各事業費に係る補正予算の詳細につきましては、各課からご説明いたします。

議案書9ページをお願いいたします。

まず、教育政策課の所管事務に係る歳出予算の補正でございます。

「教育費」「中学校費」「中学校建設費」中学校改修事業費の施設改修工事5千336万1

千円の減額でございます。

これは、先ほど報告第2号でご説明いたしましたとおり、令和3年度の当初予算に計上して おりました秋月中学校屋体外壁及び防水改修に要する経費を、令和2年度予算に組み替えます ことから、経費のすべてを減額するものでございます。

これに伴い、歳入予算につきましても、所要の財源補正を行っております。 以上で、説明を終わります。

教育長

次に、学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長

学校教育課に係る補正予算について、ご説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

表の上段にあります「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」教育総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金(学校教育課)1千186万8千円でございますが、これは、国の令和2年度補正予算第3号の成立を受け、市内小中学校に学校業務支援員を配置する学校業務支援員配置事業費の財源とするものでございます。

次に同じく「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「保健体育費補助金」の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金(学校教育課)750万円でございますが、これは、感染症対策のため、学校等で必要となる消毒薬等を購入する新型コロナウイルス対策費(衛生環境整備)の財源とするものです。

続きまして、「県支出金」「県補助金」「教育費補助金」教育総務費補助金の学校業務支援 員配置事業補助金406万円の減額でございますが、これは学校業務支援員配置に係る県補助 金が当初予算額を下回ることとなりましたことから、減額補正するものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の学校業務支援員配置事業費の財源補正でございますが、これは先ほどご説明したとおり、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の充当及び県補助金の減額に伴うものでございます。

続いて、「教育費」「保健体育費」「学校保健衛生費」の新型コロナウイルス対策費(衛生環境整備)の財源補正でございますが、これも新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の充当に伴うものでございます。

以上で学校教育課の説明を終わります。

教育長

最後に、中央図書館からお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館所管に係るものについて、ご説明いたします。

まず、議案書の9ページをお願いします。

歳出のうち、「教育費」「社会教育費」「図書館費」新型コロナウイルス対策費・中央図書館19万8千円につきましては、国の令和2年度第3次補正予算を受けて交付を受ける、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用することにともない、財源補正するものです。

次に、「新型コロナウイルス対策費・電子図書館サービス」996万6千円でございますが、 これは、電子図書館サービスの提供を新たに開始するためのものであり、システム構築に関す る委託料、クラウドおよびコンテンツの使用料を計上しております。 次に、議案書7ページ、歳入でございます。

「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「社会教育費補助金」「新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金・中央図書館」1千16万4千円でございます。これは、ただいまご説明いたしました、新型コロナウイルス対策費の財源として活用するものです。

以上で、中央図書館の説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、報告第3号を承認いたします。

以上で、「令和3年第3回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松	田	福	美	委員	
			N/ C	4. F	
庁	Щ	丗	冶	委員	